

令和5年10月1日採用予定  
会津若松市 任期付職員 採用候補者試験  
受 験 案 内

この試験で募集する任期付職員とは、会津若松市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき採用される任用期間の定めのある職員のことです。

- 1 第一次試験日：6月18日（日）  
申込受付期間：5月1日（月）～6月5日（月）

- ※ 受付は8時30分から17時15分まで行います。  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
- ※ 郵送による申込は、6月5日当日消印有効とします。

## 2 応募区分、所属、業務内容、勤務形態、採用人数、受験資格、任期等

### (1) 応募区分、所属、業務内容、勤務形態、採用人数及び受験資格

応募区分	所属	業務内容	勤務形態	採用人数	受験資格
G	スマートシティ推進室	スマートシティの取組に関する情報発信や視察や取材等への対応	週4日	1名	①、②のいずれにも該当する人 ①平成17年4月1日までに生まれた人 ②パソコン操作（文書作成や表計算処理など）ができる人
	税務課	償却資産の申告義務のある個人や法人への申告勸奨、固定資産税の特例に関する申請書の受理、資料整理、法令に基づく審査、決定通知の作成等の補助業務		1名	
	市民課	マイナンバーカードの申請支援・交付等の業務		2名	
	地域福祉課	重層的支援の体制整備に向けた関係機関等との調整及び多様な福祉課題についての相談業務		1名	
	農政課	農業振興に関する業務（人・農地プランの作成推進や公設卸売市場の経営戦略策定等への対応）		1名	
	商工課	中小企業等に対する各種補助金の交付及び商店街の支援に関する業務		1名	
H	地域福祉課	生活保護世帯への必要な相談支援、自立支援に係る業務	週4日	1名	①から③のいずれにも該当する人 ①平成17年4月1日までに生まれた人 ②パソコン操作（文書作成や表計算処理など）ができる人で普通自動車運転免許を所持している人 ③社会福祉主事任用資格（※）を有する人又は採用予定日までに取得見込みの人
I	こども保育課（保育士）	保育業務	フルタイム（週5日）	2名	保育士資格取得者又は採用予定日までに取得見込みの人
J	こども保育課（看護師）	児童の健康管理、怪我への対応等（看護師）	週4日	1名	以下の全てに該当する方 ①平成17年4月1日までに生まれた人 ②看護師資格又は准看護師資格を有する人

※ 区分Hの受験資格における「社会福祉主事任用資格を有する人」とは、社会福祉法に基づき次のいずれかに該当する方をいいます。

- ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）において、「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目」を3科目以上履修し卒業した方
- イ 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を終了した方
- ウ 社会福祉士

※ 応募区分Iの配属先は、中央保育所か広田保育所になります。

※ 応募区分Jの配属先は、広田保育所になります。

※ なお、応募区分I（保育士）については、別に募集する「育休任期付職員・臨時的任用職員（応募区分L：保育士）」についても同時に申し込むことを認めます。その場合において、第1希望の区分において申し込みを行ってください。また、第1希望の区分について受験することにより第2希望の区分についても受験したものとみなします。

(2) 任期

- ①区分G・区分H … 令和5年10月1日～令和8年3月31日（2年6か月）
- ②区分I・区分J … 令和5年10月1日～令和7年3月31日（1年6か月）

(3) 勤務時間

- ①区分G・区分H … 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ②区分I・区分J … 下表のいずれか

勤務の区分		勤務時間
月曜日から 土曜日まで	第一勤務	午前7時から午後3時45分まで
	第二勤務	午前7時15分から午後4時まで
	第三勤務	午前7時30分から午後4時15分まで
	第四勤務	午前7時45分から午後4時30分まで
	第五勤務	午前8時から午後4時45分まで
	第六勤務	午前8時15分から午後5時まで
	第七勤務	午前8時30分から午後5時15分まで
	第八勤務	午前9時から午後5時45分まで
	第九勤務	午前9時15分から午後6時まで
	第十勤務	午前9時30分から午後6時15分まで
	第十一勤務	午前10時15分から午後7時まで
	第十二勤務	午前10時30分から午後7時15分まで

(4) 受験資格は各区分記載事項のほか、次のいずれかに該当する人（全区分共通）

- ①日本国籍を有する者
- ②出入国管理及び難民認定法別表2に掲げる在留資格をもって在留する者
- ③日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(5) 次のいずれかに該当する人は、受験できません（全区分共通）

- ①禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(6) その他

- ①週4日勤務の場合、勤務する曜日は採用後に配属される職場で指定されます。
- ②原則、任用期間中に配属先の変更は行われませんが、組織の改編があった場合等には配属先が変更となる場合もあります。
- ③原則、任用期間の終了とともに退職となりますが、業務の状況によっては任期の延長（通算5年が限度）をお願いする場合もあります。
- ④この試験で、任期付職員に採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職員）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- ⑤これまで本市で任期付職員として勤務した経験がある方や、既に勤務している方も受験できます。

### 3 給与

勤務形態	週4日 週31時間勤務	週5日 フルタイム（週38時間45分）勤務
給料	153,360円 ※所定の要件を満たしている場合は176,000円	191,700円 ※所定の要件を満たしている場合は220,000円
	人事院勧告等により給与改定が行われる場合があります。	
諸手当	期末・勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当等 (注) 扶養、住居、退職手当等の支給はありません	期末・勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当、扶養手当、住居手当、退職手当等
昇給	なし	
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3） （区分I又は区分Jの場合、日曜日及び4週間ごとの期間につき市長の定める4日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3））	
休憩	原則として、午後0時から午後1時まで（区分I又は区分Jの場合、勤務時間の途中において所属長が定める60分間の時間）	
休暇等	年次有給休暇 年間16日付与 特別・介護休暇 等	年次有給休暇 年間20日付与 特別・介護休暇 等
福利厚生等	共済保険、厚生年金、雇用保険	共済保険、厚生年金
	公務上の災害は、地方公務員災害補償法により補償されます。	
その他	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、営利企業等の従事制限等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。	

※ 所定の要件とは、採用された方が、本市の任期付職員として、通算して5年以上の同職種の勤務経験があり、かつ、その勤務経験において、人事評価による勤務成績が良好だった場合です。

### 4 試験の方法及び内容

試験区分	応募区分	試験種目	内容
第1次試験	区分G・H	教養試験 (マークシート方式)	社会、人文、自然に関する一般知識及び文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈に関する一般知能についての高校卒程度の筆記試験
	区分I (保育士)	専門試験 (マークシート方式)	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健を出題分野とする筆記試験
	区分J (看護師)	看護師 適性検査	看護師としての適応性を資質、能力及び対人関係の面からみる筆記検査
	全区分 共通	作文試験	文章による表現力、構成力等についての記述試験
第2次試験	全区分 共通	個別面接試験	人物を総合的に評価する試験

※ 第1次試験ではHBの鉛筆及び消しゴムを持参してください。

## 5 試験期日、試験会場及び合格発表

区分	期日・時間	試験会場	合格発表
第1次試験	令和5年6月18日(日) 受付 9:15~9:30 作文試験(共通) 9:45~10:45 教養試験 11:00~12:15 専門試験 11:00~12:30 看護師適性検査 11:00~11:50	会津若松市立第一中学校 会津若松市蚕養町11番1号	6月下旬 (予定)
第2次試験	令和5年7月下旬(予定)	生涯学習総合センター(予定) 会津若松市栄町3番50号	8月上旬 (予定)

- ※ 遅刻した場合は、特別の事情がない限り、試験開始後の受験を認めません。
- ※ 試験会場には、自家用車の乗り入れができません。
- ※ 試験会場は、禁煙です。

## 6 受験申込方法

- (1) 「受験申込書」及び「受験票」に必要事項を記入して、会津若松市役所総務部人事課に提出してください。
  - (2) 郵便により受験申込をする場合は、封筒の表に「採用試験(任期付職員)申込」と朱書きし、「受験申込書」、「受験票」及び「84円切手を貼った返信先明記の長型3号の封筒」を同封の上、会津若松市役所総務部人事課あてに送付してください。
  - (3) 会津若松市のウェブサイトからも直接、受験の申し込みができます。詳細はウェブサイト <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/> をご覧ください。
- ※ 受験票を受領後、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚(上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm)を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

## 7 合格者の採用

合格者は、成績順に採用候補者名簿に登載され、令和5年10月1日以降順次採用します。採用候補者名簿に登載されても、欠員等の関係から採用されないこともあります。なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合(欠格事項に該当することになった場合など)は、採用されません。また、採用候補者名簿の有効期限は1年間です。

## 8 その他

- (1) 本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
- (2) 申込時等に提出された書類は、一切返却いたしません。
- (3) その他、不明な点は会津若松市役所総務部人事課に問い合わせてください。

## 9 新型コロナウイルス感染症対策に対する対応

新型コロナウイルス感染症対策として、受験者の皆様が安全に、安心して受験できる環境を整備する観点から、以下の事項についてご理解ください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治癒していない方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えていただくようお願いいたします。
- (2) 受付時において、体調の確認のため非接触型体温計による検温を実施します。37.5度以上の発熱やその他症例により感染症の罹患の懸念がある場合には、別室で受験をお願いする場合があります。
- (3) 受験日当日は、マスクを持参し、試験中は着用をお願いいたします。ただし、受付時には本人確認を行うため、一時的にマスクを外していただきます。マスクを用意できない方は、会津若松市役所総務部人事課に事前にご相談ください。
- (4) 試験中において係員が適宜、窓やドアを開け換気を実施します。寒暖の差に対応できるような服装にて受験してください。
- (5) 試験中は、咳エチケットの遵守とこまめな手洗いの実施をお願いいたします。なお、試験会場には手指消毒用のアルコールを設置しますので、適宜使用してください。

会津若松市役所総務部人事課人事グループ  
(追手町第二庁舎2階)

〒965-0873 会津若松市追手町 2番41号

TEL 0242 ( 39 ) 1213

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2013060600019/>

